

証券コード 4397
平成30年11月9日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目5番18号
株式会社チームスピリット
代表取締役社長 荻島 浩司

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年11月26日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年11月27日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー内
ベルサール東京日本橋4階 コンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第22期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.teamspirit.co.jp/company>）に掲載させていただきます。

資源節約のため、当日ご出席の際はこの「第22期定時株主総会招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会でのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年9月1日から  
平成30年8月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、底堅い企業業績の好調に伴う株価の上昇、雇用・所得の改善が継続しております。世界経済は海外の政策動向や地政学的リスクの懸念などによる国際情勢の不安定な状況は依然として続いております。

当社の経営環境としましては、日本の労働人口が減少局面を迎え、持続的な成長を続けるためにITを活用した労働生産性の向上や、企業の長時間労働の是正、従業員のライフプランやワークライフバランスを支援する人事制度及び勤務制度、クラウドソーシングや副業容認などの多様な働き方の実現等の「働き方改革」が、頻繁にメディア報道などで注目を集めております。また、平成30年6月29日に成立いたしました「働き方改革関連法」が来年4月から施行されることになり、勤務間インターバル制度や有休取得の義務化等に向けて、大企業を中心に短期間での必要な対応が迫られている状況にあります。

このような状況の中で当社は、「すべての人を、創造する人に。」というミッションのもと、企業の「働き方改革」を実現するために、平成30年2月に開催され、特別協賛として参加したイベント「CESS働き方改革実現会議2018(主催：一般社団法人働き方改革コンソーシアム)」での発信や、Webマーケティング活動の強化、新規顧客獲得に向けた営業活動の強化、既存商品の機能強化及び次世代プロダクト開発等に取り組むとともに、将来を見据えての海外市場調査を進めてまいりました。また、「働き方改革関連法」への対応に向けた開発やスポットサポート支援も進めてまいりました。

その結果、勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSといった日々の間接業務をひとつに集約したクラウドサービスである「TeamSpirit」の受注が拡大し、契約ライセンス数は平成30年8月末時点で139,171人、契約社数は973社になりました。

上記の結果、当事業年度におけるライセンス売上高は942百万円(前事業年度比47.1%増)、プロフェッショナルサービス売上高は289百万円(前事業年度比119.1%増)となり、売上高は1,232百万円(前事業年度比59.4%増)となりました。開発人員及び営業人員の採用を積極的に行い、人員拡充によるコストが増加し、営業利益は69百万円(前事業年度は、営業損失102百万

円)、経常利益は54百万円(前事業年度は、経常損失96百万円)となりました。また、当事業年度及び今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能性がある部分について繰延税金資産及び法人税等調整額63百万円を計上することとなりました。この結果、当期純利益は91百万円(前事業年度は、当期純損失97百万円)となりました。

なお、当社はSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

売上高の状況は次のとおりであります。

| 区 分           | 第 21 期<br>(平成29年8月期)<br>(前事業年度) |       | 第 22 期<br>(平成30年8月期)<br>(当事業年度) |       | 前事業年度比 |       |
|---------------|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------|--------|-------|
|               | 金 額                             | 構 成 比 | 金 額                             | 構 成 比 | 金 額    | 増 減 率 |
| ラ イ セ ン ス     | 640百万円                          | 82.9% | 942百万円                          | 76.5% | 301百万円 | 47.1% |
| プロフェッショナルサービス | 132                             | 17.1  | 289                             | 23.5  | 157    | 119.1 |
| 合 計           | 772                             | 100.0 | 1,232                           | 100.0 | 459    | 59.4  |

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資額は4百万円であり、その主な内容は、執務室拡張に伴う建物附属設備の増加、電源設備工事などであります。

#### ③ 資金調達の状況

当社は、平成30年8月22日をもって東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、公募増資により400,000株の新株式を発行し、441百万円の資金調達を行いました。また、上場に伴う第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出し)により72,000株の新株式を発行し、79百万円の資金調達を行いました。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
  
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 19 期<br>(平成27年 8 月期) | 第 20 期<br>(平成28年 8 月期) | 第 21 期<br>(平成29年 8 月期) | 第 22 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年 8 月期) |
|------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                   | 306                    | 540                    | 772                    | 1,232                             |
| 経常利益又は経常損失<br>(△) (百万円)      | △119                   | △138                   | △96                    | 54                                |
| 当期純利益又は当期純<br>損失(△) (百万円)    | △120                   | △138                   | △97                    | 91                                |
| 1株当たり当期純利益又<br>は当期純損失(△) (円) | △21.36                 | △22.19                 | △15.54                 | 13.10                             |
| 総 資 産(百万円)                   | 570                    | 529                    | 927                    | 1,772                             |
| 純 資 産(百万円)                   | 170                    | 31                     | 204                    | 835                               |
| 1株当たり純資産 (円)                 | △71.39                 | △93.58                 | △102.58                | 113.24                            |

(注) 当社は平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第19期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社のさらなる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

### ①優秀な人材の確保と組織力の強化

「働き方改革市場」は急拡大しており、その中でさらなるシェア拡大は急務であると認識しております。そのためには、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。当社は積極的に採用活動を行うとともに適正な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、従業員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めてまいります。

## ②当社サービスの知名度の向上

今、大きく注目を集めている「働き方改革」や「生産性向上」、さらには「SaaS」(Software as a Service) に関わる潜在市場に対する普及の度合いは十分ではないと認識しております。今後の事業拡大を図るにあたり、当社の「働き方改革プラットフォーム」のコンセプトを見込み客となる企業に対してより一層認知させていくためには、積極的な営業活動及びPRを中心としたマーケティング活動の強化により「働き方改革市場」におけるフロントランナーとしてナンバーワンのポジションを確立し、顧客層を拡大していくことが重要であると考えております。

## ③働く人のビッグデータを活用する新サービスのリリース

「TeamSpirit」に蓄積された働く人の活動に関する基礎情報(ビッグデータ)による真の「働き方改革」ソリューションの提供は不十分であると認識しております。今後さらなる事業拡大を図るために、「AI×ビッグデータ」を活用して人的リスクの予兆検知、社内の業務改善、組織／人材の活性化など「働き方改革」に貢献できる、魅力的な商品を開発するように努めてまいります。

## ④グローバルな事業展開の促進

「TeamSpirit」は、既に外資系企業の日本進出や日系企業が海外に進出する場合のサポートツールとして利用実績が多数あります。今後はこの流れを一步進めて海外における利用企業を増やすべく海外への展開を進めてまいります。工数管理や経費精算などを中心とした機能拡充や日本企業の海外法人の従業員の働き方の可視化などの情報収集や、シンガポール子会社の体制整備など、海外展開を加速させていく方針であります。

## ⑤Salesforceプラットフォームへの過度な依存の解消

「TeamSpirit」は、世界的に見てエンタープライズ企業向けのクラウドプラットフォームとしてSalesforceは最有力と考えており、今後もその環境を活用したビジネスの拡大が重要であると認識しています。そのため当社は、salesforce.com, inc. が認定した日本で唯一のAppExchange Premier Partnerとなるなど株式会社セールスフォース・ドットコムパートナーとして良好な関係を構築しております。一方で、今後Salesforce以外の強力な企業向けクラウドプラットフォームが登場した場合には、積極的にそちらを活用したビジネス展開を行う方針であります。

(5) **主要な事業内容** (平成30年8月31日現在)

| 事業区分   | 主要な事業内容                      |
|--------|------------------------------|
| SaaS事業 | 働き方改革プラットフォーム「TeamSpirit」の提供 |



## 2. 株式の状況（平成30年8月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 27,640,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 7,382,000株  |
| (3) 株主数      | 2,051名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株主名                                              | 持株数（株）    | 持株比率（％） |
|--------------------------------------------------|-----------|---------|
| 荻 島 浩 司                                          | 2,520,000 | 34.1    |
| Draper Nexus Technology Partners<br>2号投資事業有限責任組合 | 1,046,200 | 14.2    |
| salesforce.com, inc.                             | 882,500   | 12.0    |
| NVCC 7号投資事業有限責任組合                                | 491,000   | 6.7     |
| 株式会社 S B I 証券                                    | 273,300   | 3.7     |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                      | 208,600   | 2.8     |
| 増 山 秀 信                                          | 150,000   | 2.0     |
| 後 神 秀 継                                          | 124,000   | 1.7     |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                  | 101,900   | 1.4     |
| 有 本 陽 助                                          | 100,000   | 1.4     |
| 都 賢 治                                            | 100,000   | 1.4     |

### (5) その他株式に関する重要な事項

- 平成30年5月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部変更を行い、同日付で発行可能株式総数は81,050株に変更しております。
- 平成30年4月12日開催の取締役会及び平成30年5月14日開催の臨時株主総会の決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は6,875,450株増加しております。また、定款変更を行い、発行可能株式総数は、27,640,000株となっております。
- 平成30年8月21日を払込期日とする公募増資及び平成30年8月30日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株発行により、発行済株式総数は472,000株増加しております。

- ④平成30年5月15日付で当社定款に基づきすべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付いたしました。
- また、当社が取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式につきましては、平成30年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年5月15日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 第 2 回 新 株 予 約 権             |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 付 与 決 議 日           | 平成24年5月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 平成25年2月26日                  |
| 新 株 予 約 権 の 数       | 500個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 900個                        |
| 保 有 者 数             | 取締役1名<br>(社外取締役を除く)<br>監査役1名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 取締役2名<br>(社外取締役を除く)         |
| 目的となる株式の種類及び数       | 普通株式 100,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 普通株式 180,000株               |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 無償                          |
| 行 使 価 額             | 1株当たり 70円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1株当たり 100円                  |
| 権 利 行 使 期 間         | 平成26年6月1日から<br>平成33年5月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 平成27年3月1日から<br>平成34年2月28日まで |
| 行 使 条 件             | <p>①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または監査役もしくは従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任等、当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。</p> <p>③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p> |                             |
| 摘 要                 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | —                           |

|                     | 第 7 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 第 8 回 新 株 予 約 権                           |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 付 与 決 議 日           | 平成27年11月19日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 平成28年 8月17日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数       | 600個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 160個                                      |
| 保 有 者 数             | 取締役 1 名<br>(社外取締役を除く)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 取締役 1 名<br>(社外取締役を除く)                     |
| 目的となる株式の種類及び数       | 普通株式 120,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 普通株式 32,000株                              |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 無償                                        |
| 行 使 価 額             | 1株当たり 450円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 1株当たり 450円                                |
| 権 利 行 使 期 間         | 平成29年11月20日から<br>平成36年11月19日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 平成30年 8月19日から<br>平成37年 8月18日まで            |
| 行 使 条 件             | <p>①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または監査役もしくは従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任等、当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。</p> <p>③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p> |                                           |
| 摘 要                 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 取締役 1 名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。 |

(注)平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。「目的となる株式の種類及び数」、「行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                     |           | 第 9 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 付 与 決 議 日           |           | 平成29年11月15日                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新 株 予 約 権 の 数       |           | 150個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 目的となる株式の種類及び数       |           | 普通株式 30,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 |           | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 行 使 価 額             |           | 1株当たり 675円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 権 利 行 使 期 間         |           | 平成31年11月16日から<br>平成38年11月15日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 行 使 条 件             |           | ①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または監査役もしくは従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任等、当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。<br>②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。<br>③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。<br>④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。 |
| 使用人等<br>への交付<br>状況  | 当 社 使 用 人 | 新株予約権の数 150個<br>目的となる株式の数 30,000株<br>交付者数 3名                                                                                                                                                                                                                                                                              |

(注)平成30年4月12日開催の取締役会決議により、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。「目的となる株式の種類及び数」、「行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年8月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                               |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 荻 島 浩 司   | －                                                                                                     |
| 取締役副社長    | 増 山 秀 信   | コーポレート担当                                                                                              |
| 取 締 役     | 有 本 陽 助   | サービスディベロップメント担当                                                                                       |
| 取 締 役     | 宮 原 一 成   | ソリューションセールス&サービス担当                                                                                    |
| 取 締 役     | 都 賢 治     | 株式会社アルタス 代表取締役<br>税理士法人アルタス 代表社員<br>株式会社グロービス 監査役<br>株式会社アイスタイル 監査役<br>トレンダーズ株式会社 監査役                 |
| 取 締 役     | 倉 林 陽     | Draper Nexus Venture Partners Managing Director<br>株式会社マネーフォワード 取締役                                   |
| 常 勤 監 査 役 | 高 安 雄 治   | 高安雄治公認会計士事務所 所長                                                                                       |
| 監 査 役     | 伊 藤 雅 浩   | シティライツ法律事務所 パートナー<br>株式会社マツリカ 監査役<br>株式会社waja 監査役<br>株式会社ソフィアホールディングス 監査役<br>情報技術開発株式会社 監査役           |
| 監 査 役     | 中 森 真 紀 子 | 中森公認会計士事務所 所長<br>伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 取締役<br>株式会社LIFULL 監査役<br>株式会社アイスタイル 監査役<br>M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 監査役 |

- (注) 1. 取締役都賢治氏及び取締役倉林陽氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役高安雄治氏、監査役伊藤雅浩氏及び監査役中森真紀子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役都賢治氏は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の実験を有しており、幅広い見聞から有益な助言・提言を頂けることを期待して、社外取締役として選任しております。
- 取締役の倉林陽氏は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験やSaaSビジネスに関する深い見識により、当社の経営に貴重なご意見を頂けることを期待して社外取締役として選任しております。
- 常勤監査役高安雄治氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の見聞を有していることから、社外監査役として選任しております。

監査役伊藤雅浩氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として選任しております。

監査役中森真紀子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。

4. 当社は、取締役の都賢治氏及び監査役の中森真紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 61,924千円<br>(1,800千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 7,200千円<br>(7,200千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8名<br>(4名) | 69,124千円<br>(9,000千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成29年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成29年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役員数と上記の取締役の支給人員が相違しておりますのは、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役の都賢治氏は、株式会社アイスタイルの監査役を兼任しております。同社と当社は営業取引を行っております。なお、株式会社アルタス、税理士法人アルタス、株式会社グロービス及びトレンダーズ株式会社につきましては、当社との取引関係はありません。
  - ・ 取締役の倉林陽氏は、当社に出資しているDraper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合及びDraper Nexus Partners II, LLCの無限責任組合員であるDraper Nexus Venture Partners II, LLCのメンバーであります。なお、株式会社マネーフォワードにつきましては、当社との取引関係はありません。
  - ・ 監査役の高安雄治氏は、高安雄治公認会計士事務所の所長を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
  - ・ 監査役の伊藤雅浩氏は、シティライツ法律事務所のパートナー、株式会社マツリカの監査役、株式会社wajaの監査役、株式会社ソフィアホールディングスの監査役及び情報技術開発株式会社の監査役を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。

- ・監査役の中森真紀子氏は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の取締役、株式会社アイスタイルの監査役、株式会社LIFULLの監査役を兼任しております。同3社と当社は営業取引を行っております。なお、中森公認会計士事務所、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社につきましては、当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|               | 出席状況及び発言状況                                                                                                              |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 都 賢 治     | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、経験豊富な会社経営者及び税理士としての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                      |
| 取締役 倉 林 陽     | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                     |
| 監査役 高 安 雄 治   | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 伊 藤 雅 浩   | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。   |
| 監査役 中 森 真 紀 子 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 13,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 「取締役会規則」、「経営会議規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定められた職務権限及び職務分掌に基づいて業務を執行しております。
  - b. 「内部監査規程」に基づき、代表取締役の命を受けた直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査役会と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
  - c. 「コンプライアンス規程」に基づき、委員長を代表取締役社長とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動の遵法性の確保、社会規範に反する行為の防止、全役職員の倫理意識を涵養する活動を推進しております。
  - d. 「コンプライアンス規程」に基づき、社内外組織的又は個人的な不正行為等の相談や通報のために、社内外の通報窓口につながる「ホットライン」制度を設けております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 

取締役の職務執行に係る記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理しております。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 「リスク管理規程」に基づき、当社事業に相当程度の影響（損失）を与えるリスクを発見・特定し、主要なリスクについて対処するための体制の整備と見直しを行うものとし、
  - b. リスク情報等は、取締役会及び経営会議等を通じて各ディビジョンリーダーより取締役及び監査役に対して報告を行うものとし、
  - c. 不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとし、
  - d. 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 経営会議は月に1回、又は必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議しております。
  - b. 取締役は、代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき職務を執行しております。
  - c. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めております。
  
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 当社及び当社子会社に共通する管理は、コーポレートディビジョンが統括します。
  - b. 子会社は、主管部門に定期的な報告を行い、重要事項については事前協議します。
  - c. 内部監査担当は、子会社の業務監査を行い、必要に応じて監査役会と連携します。
  
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができるものとします。
  - b. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。
  
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - a. 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の経営上重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
  - b. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、業務及び業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、「ホットライン」制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。
  - c. 監査役に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役は、社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとします。
  - b. 監査役は、内部監査担当と連携し、情報交換を行うとともに、必要に応じて内部監査に立ち会うことができるものとします。また、会計監査業務について、会計監査人に会計監査の説明を受ける等の必要な連携を図り、実効性を確保するものとします。
  - c. 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有するものとします。
  - d. 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求した場合には、速やかに当該費用の支払いを行うものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会は17回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役4名、社外取締役2名の6名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

### ② リスク管理体制

内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告（11回）いたしました。

### ③ コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

### ④ 監査役の監査体制

監査役会を13回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目      | 金 額       |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)   |           |
| 流動資産      | 1,670,431 | 流動負債     | 826,394   |
| 現金及び預金    | 1,486,597 | 買掛金      | 5,960     |
| 売掛金       | 8,284     | 未払金      | 35,073    |
| 前渡金       | 96,054    | 未払費用     | 60,751    |
| 前払費用      | 25,106    | 未払法人税等   | 34,548    |
| 繰延税金資産    | 54,094    | 繰延収益     | 643,439   |
| その他       | 510       | 預り金      | 5,844     |
| 貸倒引当金     | △215      | 賞与引当金    | 8,910     |
| 固定資産      | 101,908   | その他      | 31,865    |
| 有形固定資産    | 17,668    | 固定負債     | 110,000   |
| 建物附属設備    | 13,082    | 長期借入金    | 110,000   |
| 工具、器具及び備品 | 4,585     | 負債合計     | 936,394   |
| 無形固定資産    | 59        | (純資産の部)  |           |
| ソフトウェア    | 37        | 株主資本     | 835,945   |
| 商標権       | 21        | 資本金      | 733,094   |
| 投資その他の資産  | 84,180    | 資本剰余金    | 723,094   |
| 関係会社株式    | 8,574     | 資本準備金    | 723,094   |
| 破産更生債権等   | 20        | 利益剰余金    | △620,242  |
| 繰延税金資産    | 9,232     | その他利益剰余金 | △620,242  |
| その他       | 66,372    | 繰越利益剰余金  | △620,242  |
| 貸倒引当金     | △20       | 純資産合計    | 835,945   |
| 資産合計      | 1,772,339 | 負債純資産合計  | 1,772,339 |

## 損 益 計 算 書

(平成29年 9 月 1 日から  
平成30年 8 月 31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,232,403 |
| 売 上 原 価                 | 482,835   |
| 売 上 総 利 益               | 749,567   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 679,832   |
| 営 業 利 益                 | 69,735    |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 保 険 返 戻 金               | 250       |
| 業 務 受 託 収 入             | 655       |
| そ の 他                   | 73        |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 1,050     |
| 上 場 関 連 費 用             | 15,153    |
| 株 式 交 付 費               | 136       |
| そ の 他                   | 19        |
| 経 常 利 益                 | 54,354    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 54,354    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 26,219    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △63,327   |
| 当 期 純 利 益               | 91,462    |

## 株主資本等変動計算書

(平成29年9月1日から  
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |              |                               |              |             | 純資産合計   |
|---------------------|---------|-----------|--------------|-------------------------------|--------------|-------------|---------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                     |              | 株主資本<br>合 計 |         |
|                     |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |         |
| 当 期 首 残 高           | 463,050 | 453,050   | 453,050      | △711,705                      | △711,705     | 204,394     | 204,394 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |              |                               |              |             |         |
| 新 株 の 発 行           | 260,544 | 260,544   | 260,544      |                               |              | 521,088     | 521,088 |
| 新株の発行(新株<br>予約権の行使) | 9,500   | 9,500     | 9,500        |                               |              | 19,000      | 19,000  |
| 当 期 純 利 益           |         |           |              | 91,462                        | 91,462       | 91,462      | 91,462  |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 270,044 | 270,044   | 270,044      | 91,462                        | 91,462       | 631,550     | 631,550 |
| 当 期 末 残 高           | 733,094 | 723,094   | 723,094      | △620,242                      | △620,242     | 835,945     | 835,945 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
関係会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産：定率法  
ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物附属設備    | 8年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～15年 |
  - ② 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。
- (4) 収益の計上基準
  - ① ライセンス  
契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。
  - ② プロフェッショナルサービス  
契約に基づく役務の提供が完了した時点又はサービス提供期間にわたって収益を認識しております。  
なお、顧客から收受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。
- (5) 繰延資産の処理方法  
株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                 | 6,736千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。 |         |
| ① 短期金銭債権                           | 101千円   |
| ② 短期金銭債務                           | 6,634千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 24,645千円

営業取引以外の取引高 655千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                                                              |            |
|--------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数                                 |            |
| 普通株式                                                         | 7,382,000株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数                                   |            |
| 該当事項はありません。                                                  |            |
| (3) 剰余金の配当に関する事項                                             |            |
| ① 配当金支払額等                                                    |            |
| 該当事項はありません。                                                  |            |
| ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの                     |            |
| 該当事項はありません。                                                  |            |
| (4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数 |            |
| 普通株式                                                         | 762,000株   |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、不動産賃貸借契約に基づき支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。関係会社株式は、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で3年後であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び敷金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。関係会社株式については、定期的に発行体の財務状況、信用状況等を把握し、継続的なモニタリングを実施しております。

##### (ii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額   |
|------------|-----------|-----------|-------|
| (1) 現金及び預金 | 1,486,597 | 1,486,597 | －     |
| (2) 売掛金    | 8,284     |           |       |
| 貸倒引当金(※)   | △215      |           |       |
|            | 8,068     | 8,068     | －     |
| 資産計        | 1,494,665 | 1,494,665 | －     |
| (3) 未払費用   | 60,751    | 60,751    | －     |
| (4) 長期借入金  | 110,000   | 111,659   | 1,659 |
| 負債計        | 170,751   | 172,411   | 1,659 |

(※) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 貸借対照表計上額 |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 8,574    |

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上記の表には含めておりません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|          |            |
|----------|------------|
| 未払事業税    | 3,474千円    |
| ソフトウェア   | 67,068千円   |
| 繰越欠損金    | 145,052千円  |
| 賞与引当金    | 2,728千円    |
| その他      | 6,772千円    |
| 繰延税金資産小計 | 225,095千円  |
| 評価性引当額   | △161,768千円 |
| 繰延税金資産合計 | 63,327千円   |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類           | 会社等の名称                     | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                            | 取引内容                 | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|--------------|----------------------------|---------------------|--------------------------------------|----------------------|--------------|-----|--------------|
| 主要株主の<br>子会社 | 株式会社セールス<br>フォース・ドット<br>コム | —                   | 当社が提供する<br>サービスのプラ<br>ットフォームの<br>仕入先 | プラットフォームの仕<br>入(注) 2 | 243,336      | 前渡金 | 96,054       |
|              |                            |                     |                                      |                      |              | 買掛金 | 3,402        |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

プラットフォームの仕入取引は、当社と株式会社セールスフォース・ドットコム間で締結しているOEMパートナー契約に基づき決定しております。

### (2) 子会社等

| 種類         | 会社等の名称                               | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係     | 取引内容          | 取引金額<br>(千円) | 科目          | 期末残高<br>(千円) |
|------------|--------------------------------------|---------------------|---------------|---------------|--------------|-------------|--------------|
| 非連結<br>子会社 | TeamSpirit<br>Singapore<br>Pte. Ltd. | 所有<br>直接 100.0%     | 業務受託<br>役員の兼任 | 業務受託<br>(注) 2 | 655          | 流動資産<br>その他 | 101          |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務受託は業務内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。

### (3) 役員及び個人主要株主等

| 種類             | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引内容         | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----------------|----------------|---------------------|-----------|--------------|--------------|----|--------------|
| 役員及びそ<br>の他近親者 | 増山秀信           | (被所有)<br>直接 2.0%    | 当社取締役     | 新株予約権<br>の行使 | 12,000       | —  | —            |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 新株予約権の行使は、平成24年5月30日、平成25年2月26日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 113円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円10銭  |

(注)当社は、平成30年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年10月15日

株式会社チームスピリット  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 飯塚徹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チームスピリットの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月15日

株式会社チームスピリット 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 高 安 雄 治 ㊞

社外監査役 伊 藤 雅 浩 ㊞

社外監査役 中 森 真紀子 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役倉林 陽氏は辞任されますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>古市克典<br>(昭和36年5月11日) | 昭和60年4月 日本電信電話株式会社入社<br>平成10年11月 Lucent Technologies Japan入社<br>平成12年7月 Level 3 Communications Japan入社<br>平成15年3月 PRTM Management Consulting (現PwC コンサルティング)入社<br>平成19年4月 同社 パートナー<br>平成20年6月 日本ベリサイン(現デジサート・ジャパン合同会社) 執行役員社長<br>平成21年3月 同社 代表取締役社長<br>平成25年8月 Box Japan 代表取締役社長 (現任) | 一株             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 古市克典氏は、新任の社外取締役候補者であります。
4. 古市克典氏を社外取締役候補者とした理由は、多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等が頂けることを期待し、当社の社外取締役として適任であると判断したためです。
5. 当社は、古市克典氏が選任された場合は、同氏との間においても、会社法第427条第1項の規定する責任限定契約を法令の範囲の限度額で締結する予定であります。
6. 当社は、古市克典氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以上



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー 内  
ベルサール東京日本橋 4階 コンファレンスセンター  
TEL 03-3510-9236



|    |             |      |       |       |
|----|-------------|------|-------|-------|
| 交通 | 銀座線・東西線・浅草線 | 日本橋駅 | B6出口  | 直結    |
|    | 銀座線・半蔵門線    | 三越前駅 | B6出口  | 徒歩約3分 |
|    | JR線         | 東京駅  | 八重洲北口 | 徒歩約6分 |

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。